

2022年5月6日

各 位

会 社 名 株式会社オリエントコーポレーション
代 表 者 代表取締役社長 飯盛 徹夫
(コード番号: 8585、東証プライム)
問 合 せ 先 財務部 I R 室長 西田 隆浩
(TEL. 03-5877-1111)

株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第62期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

本件は、当社の普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の株価は126円、投資単位は12,600円（2022年5月2日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

当社の普通株式の発行済株式総数も、2022年3月31日現在で1,718,747,203株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

本株式併合によりこれらの状況の改善を図るものであります。

また、2023年3月期を初年度とする新中期経営計画においては、株主還元方針として、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」することとしております。本株式併合を実施することにより、1株あたり配当についてよりきめ細かな設定が可能となり、資本運営の柔軟性が高まるものと考えております。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

10株につき1株の割合

(2022年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数が基準となります)

③ 効力発生日

2022年10月1日

④ 併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります）

併合前の発行済株式数（2022年3月31日現在）	1,718,747,203株
併合により減少する株式数	1,546,872,483株
併合後の発行済株式総数	171,874,720株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（2022年3月31日現在）	1,965,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数	182,500,000株

（注）当社定款6条は、発行可能株式総数と併せて、発行可能種類株式総数を、普通株式につき1,825,000,000株、I種優先株式につき140,000,000株とそれぞれ定めています。また、本定時株主総会に付議する定款一部変更の件が承認可決されますと、株式併合前の発行可能株式総数は1,825,000,000株となり、発行可能種類株式総数の定めは削除されます。

（3）併合により減少する株主数

2022年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	32,498名（100.0%）	1,718,747,203株（100.0%）
10株未満所有株主	1,454名（4.47%）	3,247株（0.0001%）
10株以上100株未満所有株主	797名（2.45%）	32,191株（0.002%）
100株以上1,000株未満所有株主	13,815名（42.51%）	4,285,901株（0.25%）
1,000株以上所有株主	16,432名（50.56%）	1,714,425,864株（99.75%）

上記の株主構成を前提にすると、本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主さま1,454名は株主の地位を失うこととなります。

また、保有株式100株以上1,000株未満の株主13,815名は新たに単元未満株式のみの保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

上記のような当社の単元未満株式を所有することとなる株主さまは、会社法第194条第1項ならびに当社定款第9条および第10条の規定により、株主さまが所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数まで株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第192条第1項および当社定款第9条の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定により、その株式について当社が一括で売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(6) 併合後の投資単位

本株式併合の結果、当社の株価は1,260円、投資単位は126,000円（2022年5月2日現在の株価に基づく試算）となり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲に入るものと考えております。

2. 日程

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会開催日 | 2022年5月6日 |
| (2) 定時株主総会開催日 | 2022年6月24日 |
| (3) 本株式併合の効力発生日 | 2022年10月1日 |

以 上

(ご参考) 本株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式 10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の株価は 126 円、投資単位は 12,600 円 (2022 年 5 月 2 日現在) であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5 万円以上 50 万円未満」の範囲を大幅に下回っております。

また、当社の普通株式の発行済株式総数は、2022 年 3 月 31 日現在で 1,718,747,203 株となっており、東京証券取引所に上場している同業他社と比べて多い状態にあります。

このような状況を改善するため、今般、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを前提に、10 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主さまの本株式併合後のご所有株式数は、2022 年 9 月 30 日の株主名簿に記載されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数 (1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。) となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、ご所有株式数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	10,000 株	100 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	8,800 株	88 個	880 株	8 個	なし
例 3	3,456 株	34 個	345 株	3 個	0.6 株
例 4	1,000 株	10 個	100 株	1 個	なし
例 5	654 株	6 個	65 株	なし	0.4 株
例 6	30 株	なし	3 株	なし	なし
例 7	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

- 例 1、4 に該当する場合：特段のお手続きはございません。
- 例 3、5、7 に該当する場合：本株式併合により発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた全ての株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額のご案内は、2022 年 11 月下旬頃にお送りすることを予定しております。
- 例 7 に該当する場合：本株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株式のご所有機会を失うこととなります。
- 例 2、3、5、6 に該当する場合：本株式併合により発生する単元未満株式 (例 2 は 80 株、例 3 は 45 株、例 5 は 65 株、例 6 は 3 株) につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。
なお、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の

買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 4. 本株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主さまご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 本株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、株主さまにおいて本株式併合によりご所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株あたりの配当金を調整させていただき予定で、本株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後でも買取りや買増しができますか。

A 7. 本株式併合後においても、本株式併合の効力発生前と同様に、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または末尾に記載の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか。

A 8. 2022年5月2日現在の東京証券取引所における終値126円を例にあげますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

・ 本株式併合前 126円/株×100株=12,600円

この価値を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。

・ 本株式併合後 1,260円/株×100株=126,000円

※ 株価は、本株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 9. 次のとおりの日程を予定しております。

2022年5月6日 取締役会開催日

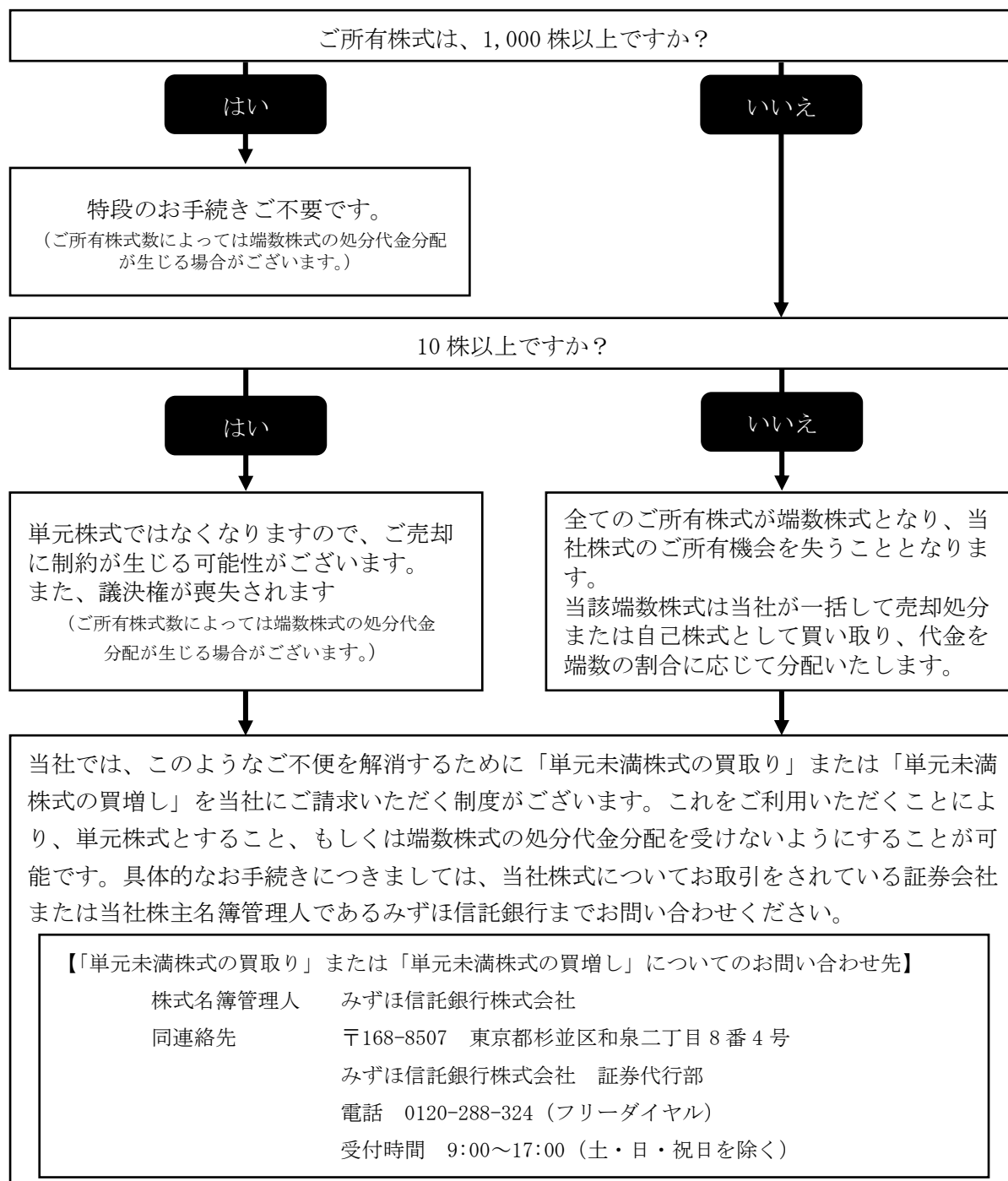
2022年6月24日（予定） 定時株主総会開催日

2022年9月30日(予定)	本株式併合の基準日
2022年10月1日(予定)	本株式併合の効力発生日
2022年11月下旬(予定)	株主さま宛株式併合割合通知の発送
2022年11月下旬(予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A10. 以下のチャートに沿ってご確認ください。

(ご所有株式に応じたお手続き内容)



以上